

アウトドアアクティビティ事業者強化支援事業（アクティビティ）補助金交付要綱

（趣旨）

- 第1条 アフターコロナにおける外部環境やニーズの変化に対応できる観光産業への再構築を図るため、アウトドアアクティビティ事業者における本県のアウトドアカルチャーの発信・定着に資する新コンテンツの提供や生産性向上への取組（以下「補助事業」という。）に必要な費用の一部を、予算の範囲内においてアウトドアアクティビティ事業者強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）により交付する。
- 2 補助金の交付等に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「アウトドアアクティビティ事業者」とは、屋外での環境を活用した体験アクティビティを提供する事業者をいう。
- (2) 入力フォームとは、（一社）長野県観光機構（以下「観光機構」という。）がインターネット上に開設したアウトドアアクティビティ事業者強化支援事業に係る入力フォームをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象となる者は、アウトドアアクティビティ事業者及びそれらを取りまとめる観光関係団体（DMO・観光協会等）とし、次の要件をいずれも満たすこと。

- (1) 長野県内に事業所を有すること。
 - (2) 自己又は自社の役員、従業員等が、次のいずれにも該当するものではないこと。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。
 - ア 暴力団（長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第14条に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者
 - (3) 本補助金の交付決定を再度受けようとする者でないこと。
- 2 前項のアウトドアアクティビティ事業者は、次の要件をいずれも満たしていること。
- (1) 申請日までに屋外での環境を活用した体験アクティビティを提供していること。
 - (2) 必要な許認可や資格を取得し、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入又は利用者が加入することを条件としていること。

(補助率及び補助上限額)

第4条 補助率は1/2以内とし、補助対象者1者あたりの補助下限額は50万円、補助上限額は1,000万円とする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、次の条件を全て満たすものとし、具体的な対象経費は別表のとおりとする。

- (1) 新規客層への訴求のための事業展開や、業務改善・生産性向上のために必要なものと明確に特定できる経費
 - (2) 令和5年8月1日（火）から令和6年2月22日（木）までに導入した設備等に係る経費
 - (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- 2 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は、補助対象経費から除く。
- 3 第1項に定める経費のほか観光機構が特に認める経費を補助対象とすることができる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、交付申請入力フォームにより申請内容を入力し次に掲げる資料を、令和5年8月31日（木）までに観光機構に送信しなければならない。

- (1) 積算根拠資料
 - (2) その他観光機構が必要と認める書類
- 2 前項で定める期日以降で、予算の残余が見込まれる場合には、別に定める期日まで追加申請を受付ける。

(交付決定)

第7条 観光機構は、前条の規定による交付申請があったときはこれを受理し、事業計画の内容を審査の上、適当と認めた取組に対して補助金の交付を決定し、交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助事業者は規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認入力フォームにより変更内容を入力し観光機構に送信し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
 - ア 取組毎に補助対象経費の20パーセント以内の金額の変更である場合（補助金が増額の場合を除く。）
 - イ 補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請入力フォームにより申請内容を入力し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、計画遅延等入力フォームにより遅延理由等を入力し観光機構に送信しその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- (6) 本補助金に係る対象経費を重複して、国又は県の補助金等の交付を受けてはならないこと。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（第9条第1項第3号の規定による補助事業廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して15日を経過した日又は令和6年2月29日（木）のいずれか早い日までに、実績報告入力フォームにより実績内容を入力し次に掲げる資料を送信しなければならない。ただし、観光機構が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- (1) 取得財産管理台帳の写し（該当がある場合に限る。）
- (2) 支出証拠書類（観光関係団体が提出する場合は請求書の宛名等が取りまとめるアウトドアアクティビティ事業者名でも可とする。）
- (3) その他観光機構が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 観光機構は前条の報告を受けた場合には、実績報告等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条第1項第2号の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第1号）を観光機構に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 観光機構は、第9条第1項第3号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく観光機構の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が法令に違反した場合

- 2 観光機構は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 観光機構は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(申請手続)

第14条 第6条に規定する交付申請、第9条第1項第2号に規定する変更承認申請、同項第3号に規定する承認申請、第10条に規定する実績報告、第12条に規定する交付請求及び第16条第2項に規定する処分承認申請は、長野県観光機構パブリック事業部に行うものとする。

(財産の管理等)

- 第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産（以下「特定財産」という。）について、取得財産管理台帳（様式第2号）を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に特定財産等があるときは、第10条に定める実績報告に取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第16条 取得財産等のうち、規則第19条に定める処分を制限する財産は、特定財産とし、同条第2項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準じるものとする。
- 2 補助事業者は、規則第19条に規定する観光機構の承認を受けようとするときは、処分承認申請（様式第3号）により観光機構に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
 - 3 観光機構は、規則第19条の規定により財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を納付させるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	
備品購入費	機械、器具等の購入経費
消耗品費	備品等に係る付属品や原材料の購入費
工事請負費	工事に要する経費、設計費
委託・外注費	委託・外注に要する経費
使用料	機材等のリース料・レンタル料※

※リース・レンタル料について、複数年度分を一括支払いする場合は、本補助事業の実施期間（令和5年8月～令和6年2月）分の経費のみを補助の対象とする。

※土地の購入・造成に係る経費は対象外とする。

※工事の場合は、詳細が記載された内訳明細書を添付する。

（取組例）

新客層獲得に向けた 新たな事業展開に係る 取組	・キャンプ場にサウナ施設の設置 ・スキー場の夏期シーズン営業のための山頂テラスの設置 ・新規アクティビティ機材の購入、リース・レンタル ・雨天時代替コンテンツの導入 ・子ども用・車いす対応の機材の導入 ・ファミリー向け室内遊具の設置、カフェ新設 ・多言語表記やWi-Fi設置等インバウンド受入環境整備
	（対象外となる取組） ・現在実施しているアクティビティの拡充・機材の更新 ・その他、新規客層への訴求に資すると認められないもの
人手不足に対応する 業務改善・生産性向上に係る 取組	・リフト改札自動化のためのICゲートの設置 ・高機能な降雪機、造雪機の導入 ・事前決済したチケットの自動発券機の導入 ・WEBチケット販売・予約システムの導入 ・スマートオーダー及び決済システムの導入
	（対象外となる取組） ・人手不足改善に資すると認められないもの